

小牧市こども・子育て会議要綱

平成 28 年 3 月 31 日
27 小こ第 1502 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市地域こども子育て条例（平成 28 年小牧市条例第 20 号）第 17 条第 4 項の規定に基づき、小牧市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 こども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は市長が指名する者をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 3 条 こども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 こども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 こども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 こども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 こども・子育て会議は、会議において、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 こども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。